

# ごとう事務所通信

# 10

## October

## 2013

発行: 社会保険労務士ごとう事務所  
〒491-0079 愛知県一宮市九品町 3-26-3

TEL 0586-64-9086 FAX 0586-64-9087 email info@mail.sr-goto.com

発行日: 2013年10月10日

## 今後の社会保障制度改革の工程が閣議決定されました！

8月21日に、「いわゆる社会保障プログラム法案の骨子」が閣議決定されました。これは、今後の社会保障制度改革の方針や実施時期などの全体像を定めた工程表のようなものです。政府はこのプログラム法案を今秋の臨時国会に提出し、成立させる方針で、個別の改革法案については、平成26年以降、順次国会に提出する予定です。以下に、その主要な項目を紹介します。



### —————いわゆる社会保障プログラム法案の骨子（主要項目）—————

介護保険制度	<p>※平成27年度をめどに実施。必要な法案は平成26年の通常国会に提出</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備</li><li>○地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し</li><li>○一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し</li><li>○特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直し</li><li>○低所得の第1号被保険者の介護保険料の負担軽減</li></ul>
医療制度	<p>※平成26年～29年度までをめどに順次実施。必要な法案は平成27年の通常国会に提出</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○医療保険制度の財政基盤の安定化<ul style="list-style-type: none"><li>・国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移す</li></ul></li><li>○保険料に係る国民の負担に関する公平の確保<ul style="list-style-type: none"><li>・国民健康保険及び後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担の軽減</li><li>・国民健康保険の保険料の賦課限度額及び被用者保険の標準報酬月額の上限額の引上げ</li><li>・所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し</li></ul></li><li>○保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等<ul style="list-style-type: none"><li>・70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及び高額療養費の見直し（70～74歳の医療費窓口負担を1割から本来の2割に戻す、1か月の窓口負担に上限額を設ける高額療養費制度を拡充）</li><li>・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し</li></ul></li></ul>
公的年金制度	<p>※次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（実施時期、法案提出時期とも記述なし）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○マクロ経済スライドに基づく年金給付の額の改定の在り方</li><li>○短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大</li><li>○高齢期における職業生活の多様性、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方</li><li>○高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方</li></ul>

年金については、具体的な工程は示されませんでした、それ以外の改革はじわじわと行われていきそうです。実際に具体的な改正内容とその施行日が決まりましたら、改めてお伝えしていきます。

# トピックス

# 厚生年金保険の保険料が引き上げられます

厚生年金保険の保険料率が、16.766%から 0.354%引き上げられ、17.120%となります。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成 25 年 9 月分（同年 10 月納付分）から平成 26 年 8 月分（同年 9 月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。なお、健康保険の保険料率（協会けんぽの都道府県ごとの保険料率）と児童手当拠出金の率については、9 月からの改定はありません。

標準報酬			報酬月額			保険料額	
等級	月額	日額				全額	折半額
						17.120%	8.56%
1	98,000	3,270	~	101,000		16,777.60	8,388.80
2	104,000	3,470	101,000	~	107,000	17,804.80	8,902.40
3	110,000	3,670	107,000	~	114,000	18,832.00	9,416.00
4	118,000	3,930	114,000	~	122,000	20,201.60	10,100.80
5	126,000	4,200	122,000	~	130,000	21,571.20	10,785.60
6	134,000	4,470	130,000	~	138,000	22,940.80	11,470.40
7	142,000	4,730	138,000	~	146,000	24,310.40	12,155.20
8	150,000	5,000	146,000	~	155,000	25,680.00	12,840.00
9	160,000	5,330	155,000	~	165,000	27,392.00	13,696.00
10	170,000	5,670	165,000	~	175,000	29,104.00	14,552.00
11	180,000	6,000	175,000	~	185,000	30,816.00	15,408.00
12	190,000	6,330	185,000	~	195,000	32,528.00	16,264.00
13	200,000	6,670	195,000	~	210,000	34,240.00	17,120.00
14	220,000	7,330	210,000	~	230,000	37,664.00	18,832.00
15	240,000	8,000	230,000	~	250,000	41,088.00	20,544.00
16	260,000	8,670	250,000	~	270,000	44,512.00	22,256.00
17	280,000	9,330	270,000	~	290,000	47,936.00	23,968.00
18	300,000	10,000	290,000	~	310,000	51,360.00	25,680.00
19	320,000	10,670	310,000	~	330,000	54,784.00	27,392.00
20	340,000	11,330	330,000	~	350,000	58,208.00	29,104.00
21	360,000	12,000	350,000	~	370,000	61,632.00	30,816.00
22	380,000	12,670	370,000	~	395,000	65,056.00	32,528.00
23	410,000	13,670	395,000	~	425,000	70,192.00	35,096.00
24	440,000	14,670	425,000	~	455,000	75,328.00	37,664.00
25	470,000	15,670	455,000	~	485,000	80,464.00	40,232.00
26	500,000	16,670	485,000	~	515,000	85,600.00	42,800.00
27	530,000	17,670	515,000	~	545,000	90,736.00	45,368.00
28	560,000	18,670	545,000	~	575,000	95,872.00	47,936.00
29	590,000	19,670	575,000	~	605,000	101,008.00	50,504.00
30	620,000	20,670	605,000	~		106,144.00	53,072.00



- 10/1 ● (1日～7日)全国労働衛生週間  
高年齢者雇用支援週間  
◎定時決定により、9月に改定された社会保険料を10月給与から控除
- 10/10 ● 一括有期事業開始届の提出(建設業)  
主な対象事業:概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事  
● 9月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付

- 10/31 ● 9月分健康保険・厚生年金保険料の納付  
● 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告)  
● 労働保険料の納付<延納第2期分>  
● 有期事業概算保険料延納額の納付(納付対象:8月～11月分)  
● 8月決算法人の確定申告・翌年2月決算法人の中間申告  
● 11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆厚生年金保険の保険料率が引き上げになっています。厚生年金保険の従業員様からの保険料控除に注意してください。ご不明な場合は後藤までご連絡ください。